

平成 29 年 9 月 25 日

事 業 主 殿

宇和島労働基準監督署長

労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から、労働基準行政の推進に格別のご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、林業における労働災害は、チェーンソーに起因するものの割合が高く、休業 4 日以上労働災害の約 2 割を占めています。また、愛媛県下では、本年 5 月及び 7 月に、林業で多く使用される走行集材機械の一つであるフォワーダによる死亡労働災害が発生しております（別添資料 1 及び 2 参照）。

当署は、第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、労働災害の防止を最重点事項として取り組んでいます。チェーンソー作業中の労働災害及び走行集材機械による死亡労働災害の頻発は、憂慮すべき事態であり、これまで以上に労働災害防止に取り組んでいただく必要があると考えています。

つきましては、貴職におかれましては、別紙の「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び木材伐出機械にかかるパンフレットの内容を改めて関係労働者に周知していただき、労働災害の未然防止に努めていただきますよう、要請いたします。